

「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）等の改正を行うとともに、新たに共同命令（国家公安委員会規則・国土交通省令）を制定するに当たり、その改正案等を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月13日（土）まで（30日間）

3 概要

(1) 内閣府令案及び国家公安委員会規則案

改正法により、警備業法（昭和47年法律第117号）等において、認定を受けたこと等を示す標識をインターネットにより公衆の閲覧に供することとされたことに伴い、警備業法施行規則等について、

- 認定を受けたこと等を示す標識の様式
- インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する方法
- インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合

について定めるとともに、身分確認に用いる資料の例示として個人番号カードを加えること等を内容とする改正を行う。

(2) 共同命令案

自動車運転代行業者について、インターネットにより標識を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合について定めることを内容とする国家公安委員会規則・国土交通省令を制定する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日）。ただし、個人番号カードに関する改正については公布の日。